

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

中間答申

平成27年12月21日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月24日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、「議員提案条例の運用状況」、「決算審議の充実」及び「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開」については、一定の結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 平成27年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H 2 7 . 6 . 2 4 (水)	・ 正副委員長互選 ・ 議長から諮問 ・ 運営方針の決定
2	H 2 7 . 9 . 1 7 (木)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
3	H 2 7 . 1 2 . 2 (水)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	H 2 7 . 1 2 . 1 1 (金)	・ 中間答申案（議員提案条例の運用状況、決算審議の充実、議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開）の検討 ・ 今後の進め方についての検討

■議員提案条例の運用状況について

二元代表制の一翼を担う議会の機能として、執行機関等に対する監視機能のほか、地域の実情に即した条例の制定などを行う政策提言・立案機能があり、本県ではこれまで、平成16年4月施行の「岐阜県食品安全基本条例」から、平成26年度の「岐阜県家庭教育支援条例」まで、11の議員提案条例が制定されている。

これらの条例は、基本計画の策定や議会への年次報告を通じて運用状況を確認できるものもあるが、計画策定や報告を求めているものもあり、条例の目的が達成されているかなど、運用状況が十分確認できているとは言い難い状況であった。

また、施行から10年以上経過している条例もあり、現在の社会情勢等に合致しているかどうか改めて確認することが望まれる。

このことから、政策提言・立案機能の強化を図るうえで、議員提案条例の運用状況についての確認が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、議員提案条例の運用状況の確認を行うべきである。

① 実施方法

- ・議員提案条例の運用状況の確認を所管する特別委員会を設置する。
- ・特別委員会の定数は、正副議長及び監査委員を除く全議員数（42名）を上限として定める。
- ・既存の特別委員会と重複して所属することを妨げない。

②実施時期

- ・平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議員提案条例運用状況の調査状況（H27.8月現在）

- 調査している団体数 ： 4
- 調査方法 ： 常任委員会、特別委員会、協議・調整の場、
議会事務局において調査
- 委員数 ： 5～11名（常任・特別委員会、協議・調整の場）

■ 決算審議の充実について

県の予算の執行状況や事業の成果については、決算特別委員会において集中的に審議されており、審議の結果を踏まえた事業の見直しが行われるなど、一定の役割を果たしている。

しかし、少ない委員（平成27年度：8名）かつ短い期間（平成27年度：7日間）で全ての決算を審議する必要があり、委員の負担が大きく、十分な審議ができているとは言い難い状況であった。

また、決算特別委員会で審議された内容は、速やかに次年度の当初予算に反映されることが望ましいが、決算特別委員会の開催時期が当初予算の編成時期と重なっているため、審議内容の予算への反映が遅延する場合があった。

このことから、議会審議の一層の活性化を図るうえで、決算審議の更なる充実が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会審議の一層の活性化を図るため、決算審議を充実すべきである。

② 実施方法

- ・ 決算特別委員会の委員数を、現在の8名から16名に増員する。
- ・ 審議の体制を、2班（1班あたり8名、合計16名）とする。
- ・ また、決算特別委員会で審議された内容を次年度予算に反映させるため、開催時期をできるだけ早めることが適当である（現在の開催時期：11月中旬）。

② 実施時期

- ・ 平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における決算審議の実施状況（H27.8月現在）

○決算委員会設置団体数：	47（100%）
○平均委員数	： 16.1名（全議員参加の委員会を除く）
○審議開始時期	： 9～10月…38 11月…9

■ 議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について

県民から直接選ばれた代表者による「合議制の意思決定機関」である議会は、構成員である各議員の真摯な審議、議論を通じ、県民の負託に適った政策決定や合意形成を行わなければならない。このためには、審議や議論の過程を可能な限り公開し、広く県民等の評価に委ねるべきである。

本県議会においては、本会議及び常任委員会の議事録は既に県議会のホームページ上で公開されており、議会活動の透明性向上に努めているところである。

一方、議会運営委員会及び特別委員会（地方創生対策特別委員会、観光交流拡大対策特別委員会、県有施設再整備対策特別委員会）の議事録については、これまでインターネットによる公開はされていなかったが、議会活動の透明性向上と議会の積極的な情報公開・議会広報の手法として有効なものであることから、両委員会の議事録のインターネット公開について、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、特別委員会議事録をインターネットで公開すべきである。

なお、議会運営委員会での議論は議事運営に関する事務的な事項が中心であり、周知すべき内容が少ないため、インターネットでの公開の必要はない。

③ 実施方法

- ・特別委員会の議事録（要点筆記）を県議会ホームページに掲載する。

② 実施時期

- ・平成27年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議事録の公開状況（H27.7月現在）

○議会運営委員会の議事録を公開している団体数	：	22（47％）
○特別委員会の議事録を公開している団体数	：	44（94％）